



---

# 改正民法

事務所内勉強会

担当：大津秀英

# 今日の内容

- 配偶者の居住権を保護するための政策
- 被相続人の財産から葬式費用や相続債務を払いたい場合の制度
- 自筆証書遺言に関する新しい制度
- 相続人じゃないけど財産がもらえる？！新制度

# ○配偶者の居住権を保護するための政策

1 配偶者居住権

2 配偶者短期居住権

3 特別受益の対象からの除外

# 1 配偶者居住権（2020年4月1日から）

## ○配偶者居住権とは...

先立たれた配偶者の方が住み慣れた家に住み続けることができるように！

遺産分割後，配偶者の今後の生活資金を極力確保できるように！

→このような考えの下で新たに民法で制定された権利

# 1 配偶者居住権

ポイント

以下の事実が認められた場合に配偶者は配偶者居住権を取得できる！

- ①被相続人の配偶者が、②被相続人の財産に属していた建物に
- ③相続開始の時（＝被相続人死亡時）に居住していた場合で（＊同居でなくてよい）
- ④遺産の分割によって配偶者居住権を取得することになった時

（例：相続人の話し合いで配偶者に配偶者居住権を認めることについて合意した時）

又は

配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき

（例：被相続人が遺言で「配偶者に配偶者居住権を遺贈する」としていた時）

（例外）被相続人が、②の建物を配偶者以外の第三者と共有していた場合には

配偶者居住権を取得することができない

# 1 配偶者居住権

## ○配偶者居住権を取得した効果

配偶者は、居住していた建物の全部について無償で使用及び収益をする権利を取得する。

## ○「使用及び収益をする権利」を取得することで何ができるのか

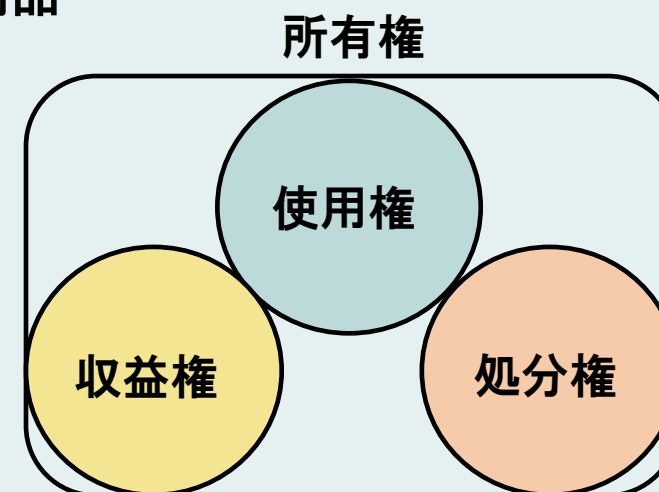
所有権は、①使用権、②収益権、③処分権が入ったパッケージ商品

→家であれば...

- ①使用権：家に住むことができる
- ②収益権：家を第三者に貸すことができる
- ③処分権：家を売却したり，抵当権を設定できる

→つまり，配偶者居住権を取得した配偶者は，

無償で今まで住んでいた家に住める，第三者に貸すことができる権利を取得する。



# 1 配偶者居住権

## ○疑問

今まで被相続人と一緒に住んでいたのだから  
その後も無償で住めるのは当然のことでは...？



# 1 配偶者居住権

○改正前の民法では...

配偶者が今まで住んでいた被相続人所有の建物に住み続けるためには、

パターン① 建物所有権を配偶者が相続する

パターン② 建物所有権を配偶者と他の相続人が共有する

パターン③ 建物所有権を取得した人から配偶者が無償又は有償で借りる  
という方法がとられていたが...



# 1 配偶者居住権

○改正前でとられていた方法の問題点

パターン①の場合（スライド10頁参照）

建物所有権を得られる代わりにその他の法定相続人に対し相続割合を超えた部分について償還しなければならない恐れが...

パターン②の場合（スライド11頁参照）

建物所有権を得られる代わりに共有している法定相続人から賃料相当額の支払いを請求される可能性が...

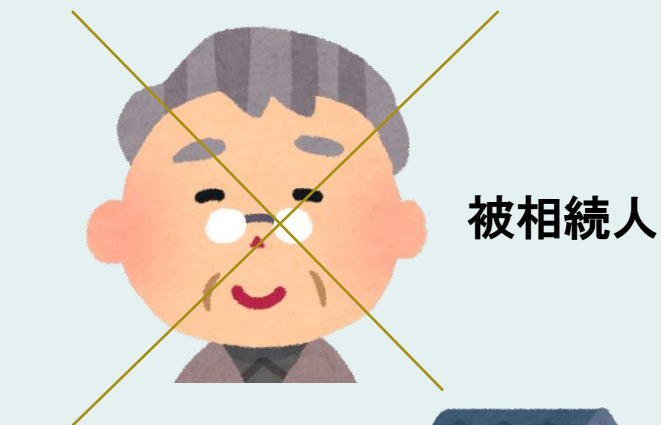
パターン③の場合

有償（賃貸借）、無償（使用貸借）のいずれであっても、契約が終了してしまうと住み慣れた建物から出ていかなければならない...



改正前 パターン①

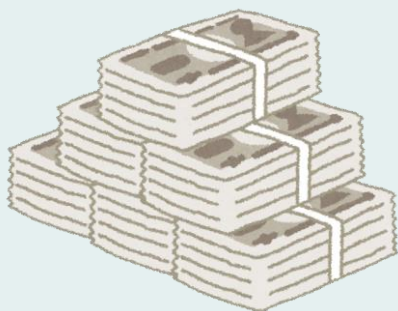
遺産分割協議により，家の名義を配偶者とする場合，  
配偶者は息子に1000万円を支払う必要が生じる  
(相続割合が1対1のため配偶者は1000万円分の  
価値を息子に渡さなければならない)



3000万



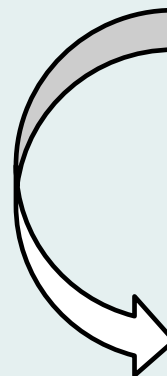
1000万



建物所有権



1000万



1000万

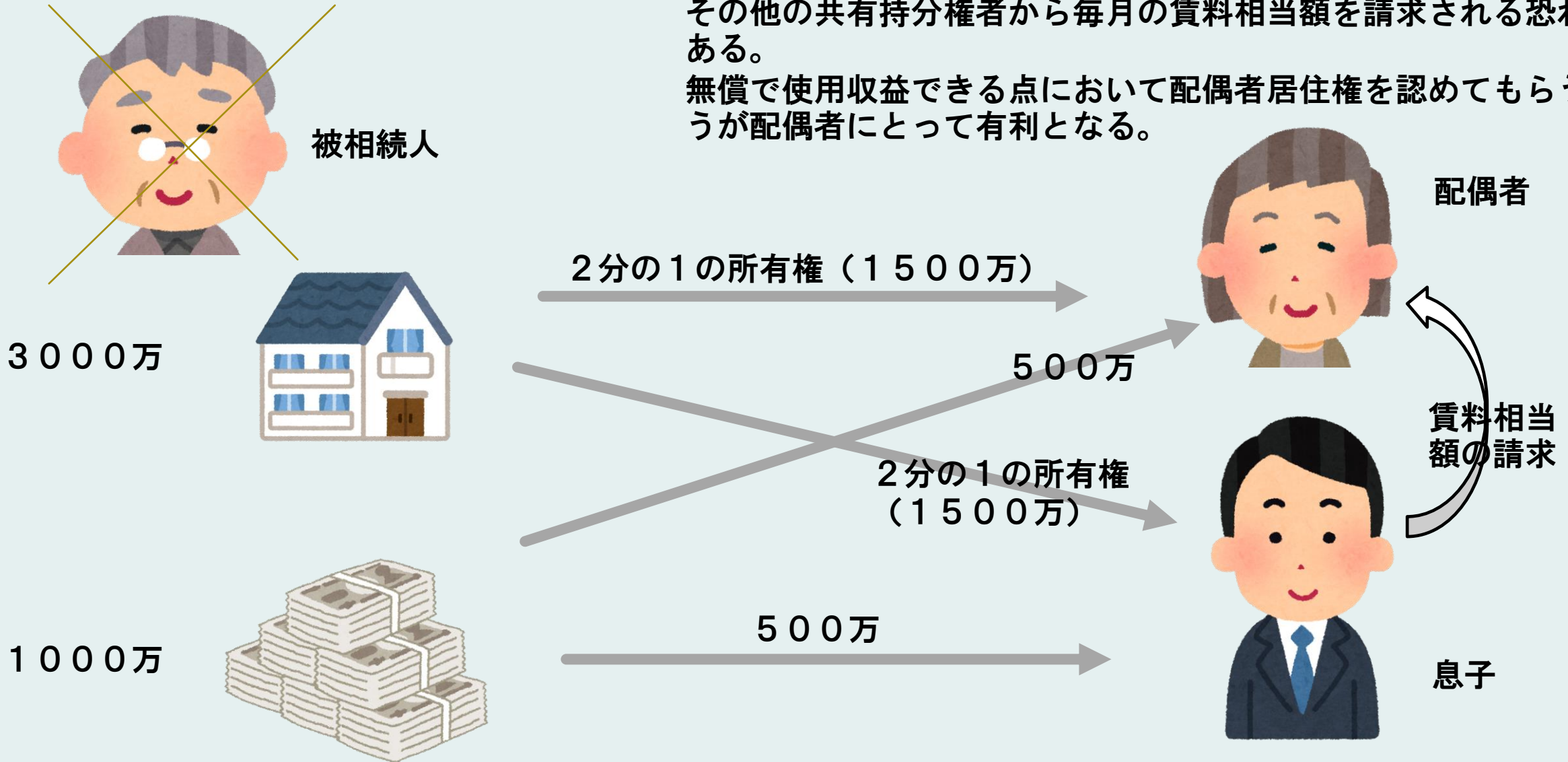


配偶者



息子

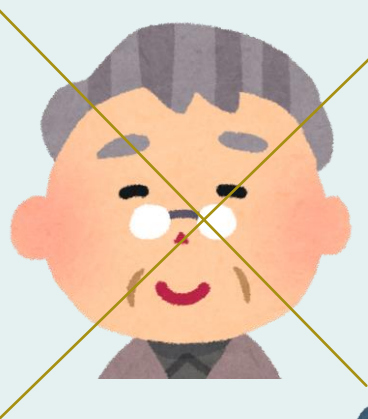
改正前 パターン② 遺産分割によって建物を共有とし、配偶者だけが住む場合  
その他の共有持分権者から毎月の賃料相当額を請求される恐れがある。  
無償で使用収益できる点において配偶者居住権を認めてもらうほうが配偶者にとって有利となる。



改正後

遺産分割により建物について配偶者居住権を設定することで、配偶者は建物に居住しつつ、その他の財産についても相続することができる。  
そのため改正前で生じていた問題点をクリアできる！

被相続人



3000万

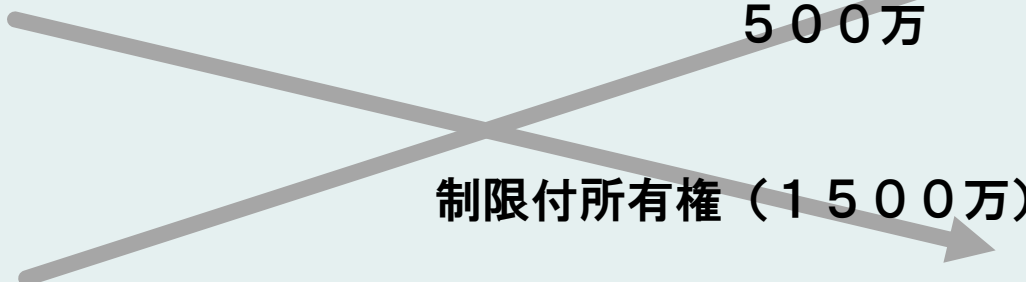


1000万

配偶者居住権 (1500万\*)



500万



制限付所有権 (1500万)

500万



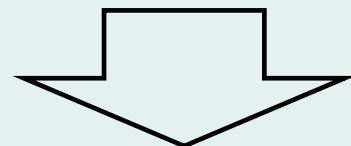
配偶者

息子

# 1 配偶者居住権

スライド12頁で僕が取得している制限付所有権って何？

息子



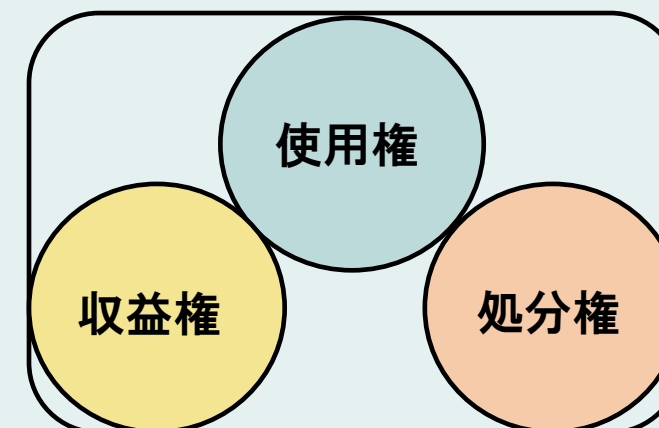
所有権は、右の図のように①使用権、②収益権、③処分権によって構成されている。

→配偶者居住権によって①使用権、②収益権の2つは配偶者が有する権利となる

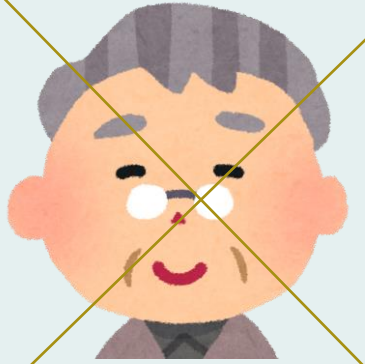
→息子は建物の所有権を取得できるものの①、②について制限を受ける形となっている

→これを制限付所有権（又は負担付所有権）と呼ぶ

所有権



被相続人



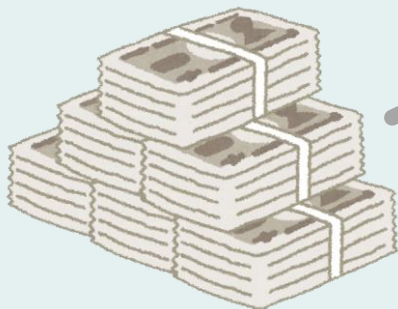
○さらに、配偶者居住権を遺贈した場合には配偶者がより有利に！

婚姻期間20年以上の夫婦で、配偶者居住権を遺贈の目的とした場合、配偶者居住権分の価値（3000万）が特別受益とみなされず、相続財産に持ち戻されないため、配偶者により有利な結果となる（遺贈があるため、本件では相続財産が制限付所有権と金銭のみとなる）。

3000万



1000万



配偶者居住権（1500万\*）  
\*婚姻20年以上かつ遺贈で取得

配偶者



1000万

500万

制限付所有権（1500万）

息子



# 1 配偶者居住権 ポイント

- ①配偶者の死亡まで権利が存続（但し例外あり）。存続期間を設定することもできる。
- ②後に建物の所有が遺産分割によって配偶者の財産になった場合（例：スライド12頁の場合でいえば、息子が死亡し、制限付所有権を配偶者が相続した場合）であっても、消滅しない。
- ③遺贈の対象とされた場合に、特別受益として扱われない。
- ④登記をしなければ第三者に対抗できない（建物所有者が配偶者に対し、登記を備える義務を負う）
- ⑤遺産分割で配偶者居住権の設定がなされなくても、家庭裁判所での審判によって配偶者居住権を認めてもらえる場合がある
- ⑥配偶者は、所有権者の承諾を得た上で、第三者に賃貸し、家賃収入を得ることができる
- ⑦建物の一部にのみ居住していた配偶者であっても、建物全部について配偶者居住権を得ることになる（例：1階が店舗や事務所で、2階が自宅となっている場合、1階・2階の両方について配偶者は使用収益する権利を取得する）

# 1 配偶者居住権 価値の評価

建物の現在価値（固定資産評価額）を基礎として配偶者が建物に住んでいる間に減少する価値＝配偶者居住権の価値

→配偶者の生存中に目減りする建物の価値を配偶者が受けると考えている

→建物の残存耐用年数が短ければ短いほど，女性の平気余命年数が長ければ長いほど配偶者居住権の価値が高くなる

建物価値3000万円の場合で...

例①：残存耐用年数30年，配偶者の平均余命年数10年の場合

→1年あたり100万円の価値を配偶者が受けるので $100万円 \times 10年 = 1000万円$ が配偶者居住権の価値となる

例②：残存耐用年数15年，配偶者の平均余命年数10年の場合

→1年あたり200万円の価値を配偶者が受けるので $200万円 \times 10年 = 2000万円$ が配偶者居住権の価値となる

例③：残存耐用年数30年，配偶者の平均余命年数20年の場合

→1年あたり100万円の価値を配偶者が受けるので $100万円 \times 20年 = 2000万円$ が配偶者居住権の価値となる



上記例はあくまでもイメージをつかんでもらうためのものです。

実際にどの程度の評価となるかは相続時に計算することとなります。



## 2 配偶者短期居住権（2020年4月1日から）

### ○配偶者短期居住権とは...

先立たれた配偶者の方が、次の家を見つけるまでの間に  
建物の遺贈を受けた人から賃料相当額を請求されないように！

→このような考えから新しく民法で制定された権利

## 2 配偶者短期居住権 なぜ制定されたのか①

○最高裁平成8年12月17日判決

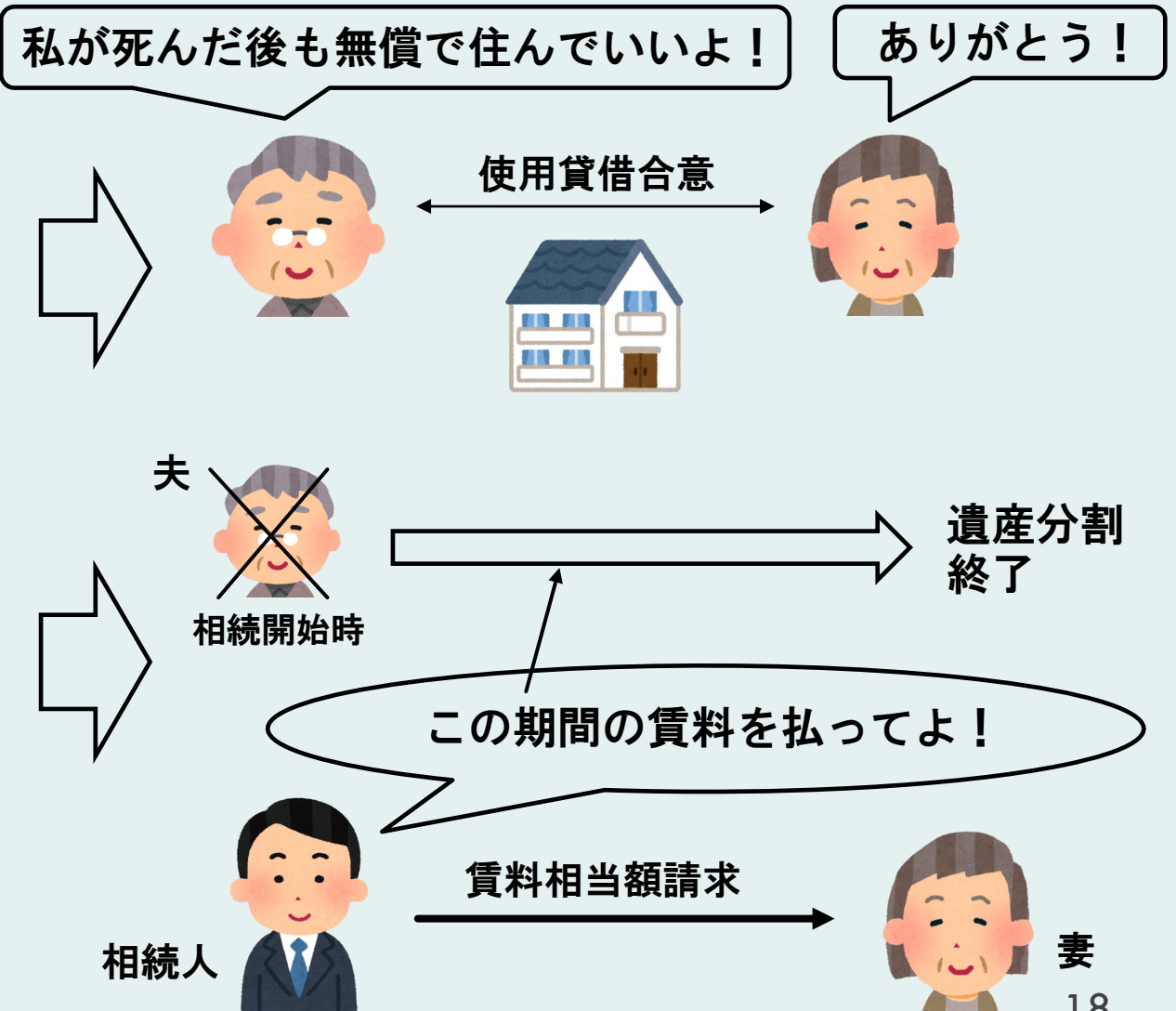
配偶者が、相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合には、原則として、被相続人と配偶者との間で使用貸借契約（配偶者が無償で住むことについての合意）が成立していたと推認するという判例

○この判例が出る前は...

夫婦が同居する建物（夫名義）がある場合、夫が先に死亡すると妻は遺産分割終了の間、権限なく建物に住んでいることに...

→相続人間の仲が良好でない場合、遺産分割が終了した後、相続開始時から遺産分割時までの賃料を遡って請求される恐れがあった

→そこで上記判例が出されるに至った！



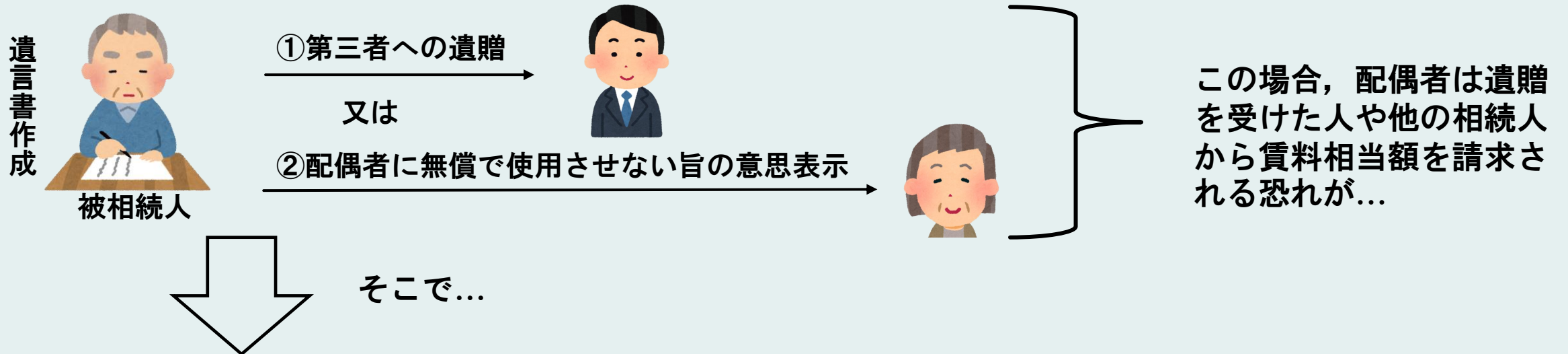
## 2 配偶者短期居住権 なぜ制定されたのか②

○しかし・・・

平成8年判例に従ったとしても、

①配偶者以外の第三者に建物が遺贈された場合 又は ②被相続人が反対の意思を表示した場合

には使用貸借契約が成立していた（配偶者の無償での居住を被相続人が認めていた）との推定が働かないため、配偶者は賃料相当額の請求をされる恐れが...！



**配偶者短期居住権が設けられた！**

これにより配偶者は、居住していた被相続人の財産に属する建物に短期間（最低でも6ヶ月は）無償で居住することができるようになった！

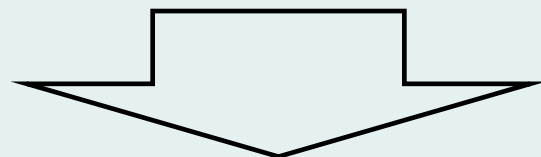
## 2 配偶者短期居住権



以下の事実が認められた場合に配偶者は、配偶者短期居住権を取得できる！

- ①被相続人の配偶者が、②被相続人の財産に属した建物に
- ③相続開始の時に無償で居住していた場合（\*同居でなくてよい）

→つまり、被相続人が建物を所有していて、配偶者がそこに居住していればOK



○配偶者短期居住権を取得したら...

配偶者は、居住建物について無償で使用する権利を有する。  
但し、権利が存続する期間には制限がある！

## 2 配偶者短期居住権

○配偶者短期居住権が存続する期間（2パターンある）

ア 居住建物を，配偶者を含む共同相続人間で遺産分割した場合

（例：相続人が配偶者と息子の2人の場合に，建物を2人の共有とした場合）

→遺産分割によって建物の帰属が確定した日（建物の所有者が確定した日）

又は

相続開始時（被相続人が死亡した日）から6ヶ月を経過した日

のいずれか遅い日

イ ア以外の場合（例：遺言等により配偶者以外の第三者が建物を取得する場合や，

配偶者が相続放棄をして建物を相続する可能性がない場合）

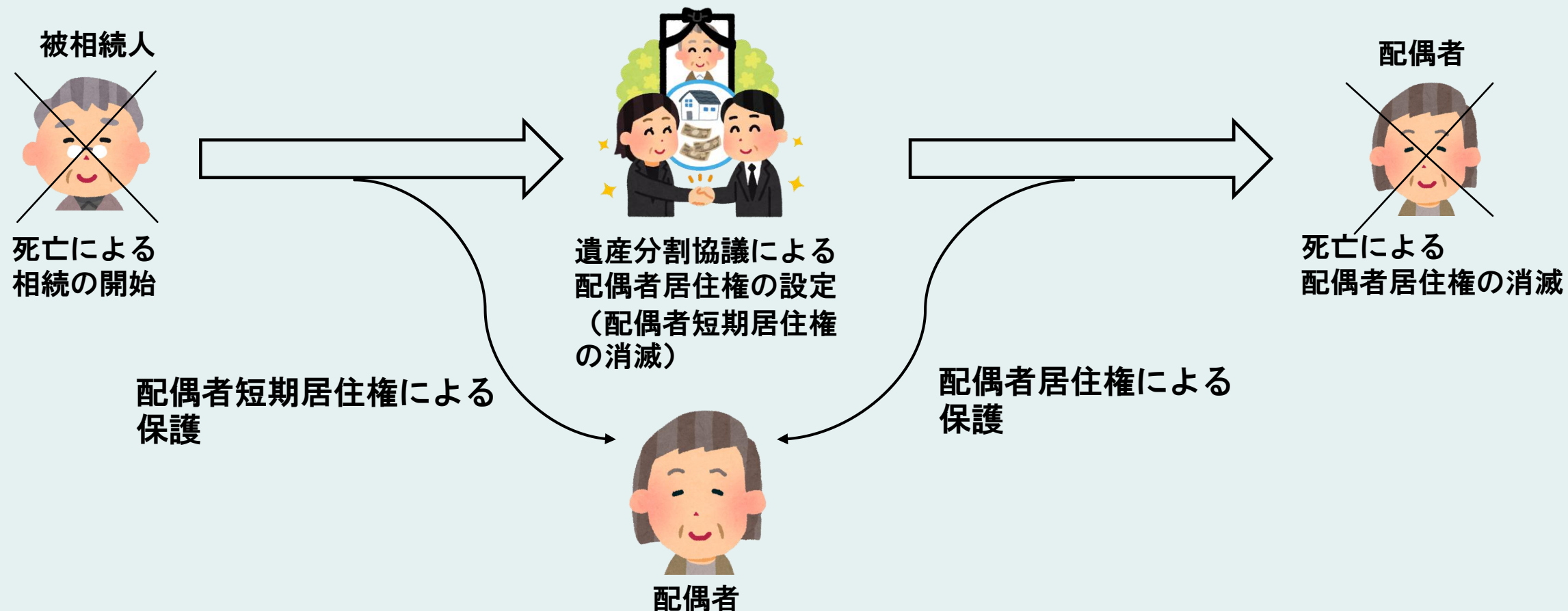
建物の所有権を承継した人から「自分が取得したので明け渡せ！」と言われた日から6ヶ月

→いずれのパターンにせよ

同居していた被相続人の死亡後6ヶ月は、配偶者は引き続きその家に無償で住む権利がある！

## 2 配偶者短期居住権

○配偶者居住権を取得するまでの期間についても配偶者短期居住権は発生する



# 配偶者居住権と配偶者短期居住権の共通点

- ①無償で建物を使用することができる
- ②他人に譲渡できない
- ③所有者の承諾を得ることで、第三者に居住建物の使用をさせることができる（あくまでも配偶者自身が住むことが前提で、その他の者〔配偶者の子供だけど被相続人や所有者と血縁関係のない子供〕も同居することができる）
- ④権利が消滅した場合、居住建物を返還し、原状回復義務を負う
- ⑤「配偶者」とは法律婚配偶者を想定しており（法定相続人であることが前提となる立付け）、内縁の配偶者にはどちらの権利も認められない

# 配偶者居住権と配偶者短期居住権の違い

## 配偶者居住権

- ①登記によって第三者に対抗可能  
→建物の所有権が第三者に移転した場合であっても継続して無償で使用収益することが可能
- ②原則として配偶者が死亡するまで存続する
- ③財産性がある
- ④居住建物を使用収益できる
- ⑤所有者の承諾を得ることで、居住建物を第三者に使用収益させることができる
- ⑥遺留分侵害請求の対象となる

## 配偶者短期居住権

- ①相続または遺贈により居住建物を取得した者にのみ対抗可能→相続人又は遺贈を受けた者から建物所有権の譲渡を受けた人に対しては対抗できない
- ②相続開始から6カ月以降は消滅の可能性がある
- ③財産性が無い
- ④居住建物を使用することしかできない
- ⑤所有者の承諾を得ることで、居住建物を第三者に使用させることができる
- ⑥遺留分侵害請求の対象とはならない



### 3 特別受益の対象からの除外 施行済み

#### ○特別受益とは...

被相続人から、被相続人の生前に特別の財産的利益を受けた者が相続人の中にいた場合に、相続人間の不公平を生じさせないようにするため、当該特別の財産的利益を相続財産に持ち戻す制度

#### ○改正前になされていた処理（スライド26頁を例に）

相続財産＝被相続人が死亡時に有している財産をいう。

被相続人が生前に贈与した物は、被相続人が「死亡時」に有していないため相続財産を構成しない。

被相続人が配偶者に対して建物を生前贈与していた場合、建物は相続財産に含まれないかに思われる...

しかし、建物が相続財産に含まれないとなると、金銭1000万円のみが相続財産となり、

息子としては500万円しか相続することができない！これは息子にとって不公平！

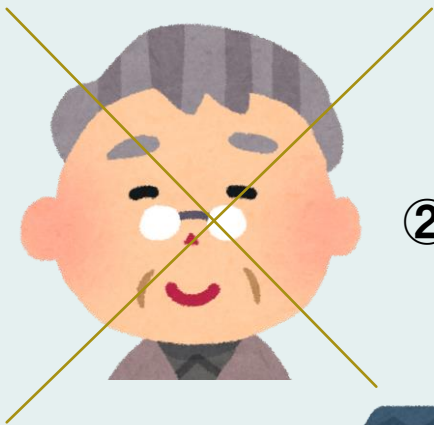
→そこで、建物を一度相続財産に持ち戻し、「みなし相続財産」を形成した上、「みなし相続財産」を相続分に従って計算する。

→建物を一度相続財産に持ち戻すと、「みなし相続財産」は4000万円

配偶者と息子は、相続分1：1なので、各々2000万円の財産を取得する結果になる

→配偶者は建物（3000万）をもらっているため、もらいすぎている1000万円分の価値を息子に対して償還しなければならない

被相続人

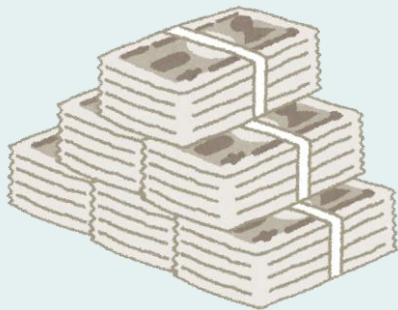


②死亡

3000万

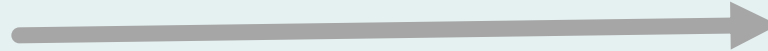


1000万

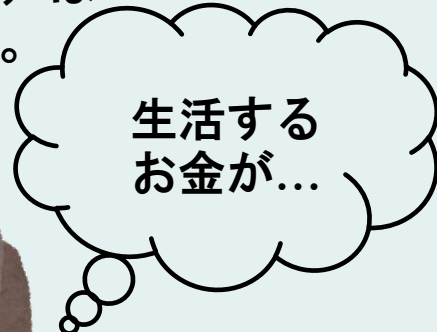


改正前 建物の贈与が特別受益となる結果、建物の価値（3000万）は相続財産とみなされる。みなし相続財産は4000万となる。そのため一人当たりの相続分は2000万。

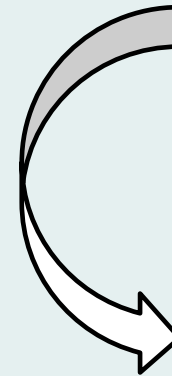
①建物所有権 生前贈与



配偶者

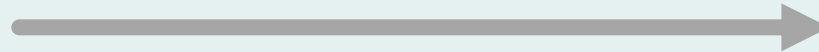


③1000万



息子

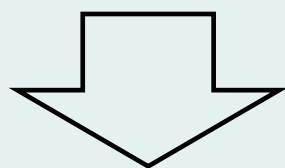
③1000万 相続



### 3 特別受益の対象からの除外

#### ○改正前の処理の問題点

良かれと思ってした生前贈与が結果として配偶者のためにならない...



そこで！

○法改正により、以下の事実が認められた場合、生前贈与を特別受益の対象から除外することに！！

- ①婚姻が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、
- ②他の一方（配偶者）に対し、その居住の用に供する建物またはその敷地について遺贈または贈与をした時

### 3 特別受益の対象からの除外

○改正前は節税対策でなされた生前贈与が特別受益に

婚姻期間20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2000万円まで贈与税が生じないという制度が存在（「夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除」で検索！）

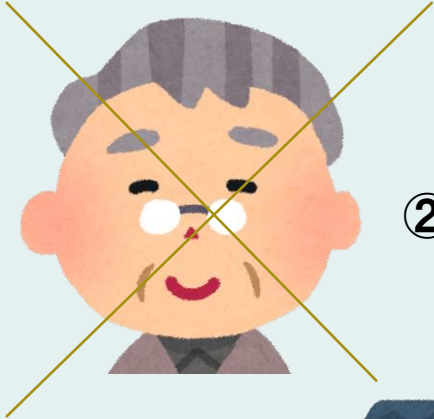
→相続財産を減らすことができるため節税対策として利用された

○しかし...

贈与された分が特別受益にあたることになり、相続時に配偶者が得ることのできる財産（特に現金や預金債権）が減ってしまうという問題点が生じた

→法改正によって特別受益とならないため、節税対策としてした生前贈与が配偶者に不利に影響することはなくなった！（スライド29頁参照）

被相続人

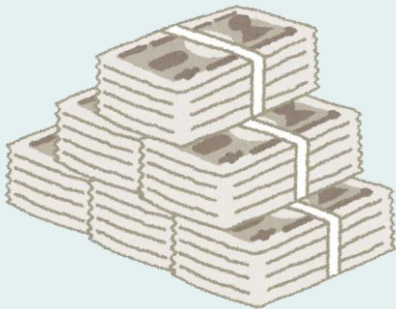


②死亡

3000万



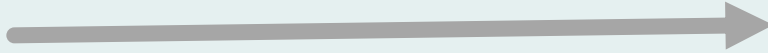
1000万



改正後

- ①の贈与が相続財産に持ち戻されないため相続財産は1000万となる。
- \*事案によって遺留分侵害請求額算定に①が組み込まれる
- \*遺留分侵害請求とは，相続人の最低限の相続分を確保する制度

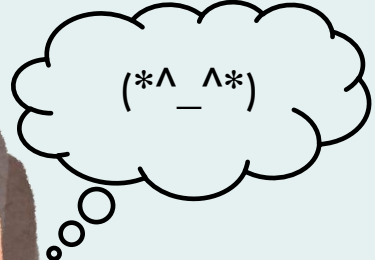
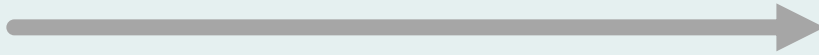
①建物所有権 贈与



③500万 相続



③500万 相続



配偶者



息子

# ○被相続人の財産から葬式費用等を払いたい場合の制度 施行済み

## ○改正前の問題点

最判平成28年12月19日により、相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、遺産分割協議が終わらなければ共同相続人による単独での払い戻しができないこととされていた（金融機関も払い戻しに応じない）

→そのため葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要がある場合に払い戻しが受けられないという問題が！



○預貯金債権の一定割合（1 金融機関あたり①預貯金の額×法定相続分×3分の1の額か、又は②上限150万円）を家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口で支払を受けられるようにした

## ○ちなみに...

家事事件手続法200条2項、3項の手続をとれば上記のような上限はない（ただ、遺産分割の審判または調停の申し立てが必要であるため時間と費用がかかる）

# ○被相続人の財産から葬式費用等を払いたい場合の制度

## ○金融機関から相続財産である預貯金を払い戻す時に便利な制度

### 法定相続情報証明制度

→平成29年5月29日から始まった制度

→法務局において、各種相続手続きに利用することができる

→これにより、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなった

## ○手続き

相続人が、登記所に対し、①被相続人が生まれてからなくなるまでの戸籍関係の書類、②①の記載に基づく法定相続情報一覧図（被相続人の氏名、最後の住所、最後の本籍、生年月日・死亡年月日、相続人の氏名・住所・生年月日・続柄）を提出

→③登記官が上記の内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付（無料で必要な通数を交付）→④あとはこの一覧図を各手続きの際に提出する

# ○自筆証書遺言に関する新制度（2020年7月10日施行）

## ○法務局における遺言書の保管等に関する法律

→自筆証書遺言の法務局における保管制度で，この制度の利用によって保管された遺言書は，家庭裁判所での検認作業が不要となる

→改正前は，自筆証書遺言については家庭裁判所の検認が必要であった！

→遺言書の内容を実現するために時間がかかる点が問題！

## ○対象となる遺言書

自筆証書遺言で，かつ，封がされていないもの（保管する際，内容をデータ化するため）

## ○手続き

遺言者が遺言書保管所に自ら出頭して保管申請をする必要がある。

その際，遺言書保管官は，申請人が本人であるかどうかの確認を行う。

公正証書遺言と同様に手数料がかかる



## ○相続人じゃないけど財産がもらえる？！新制度（施行済み）

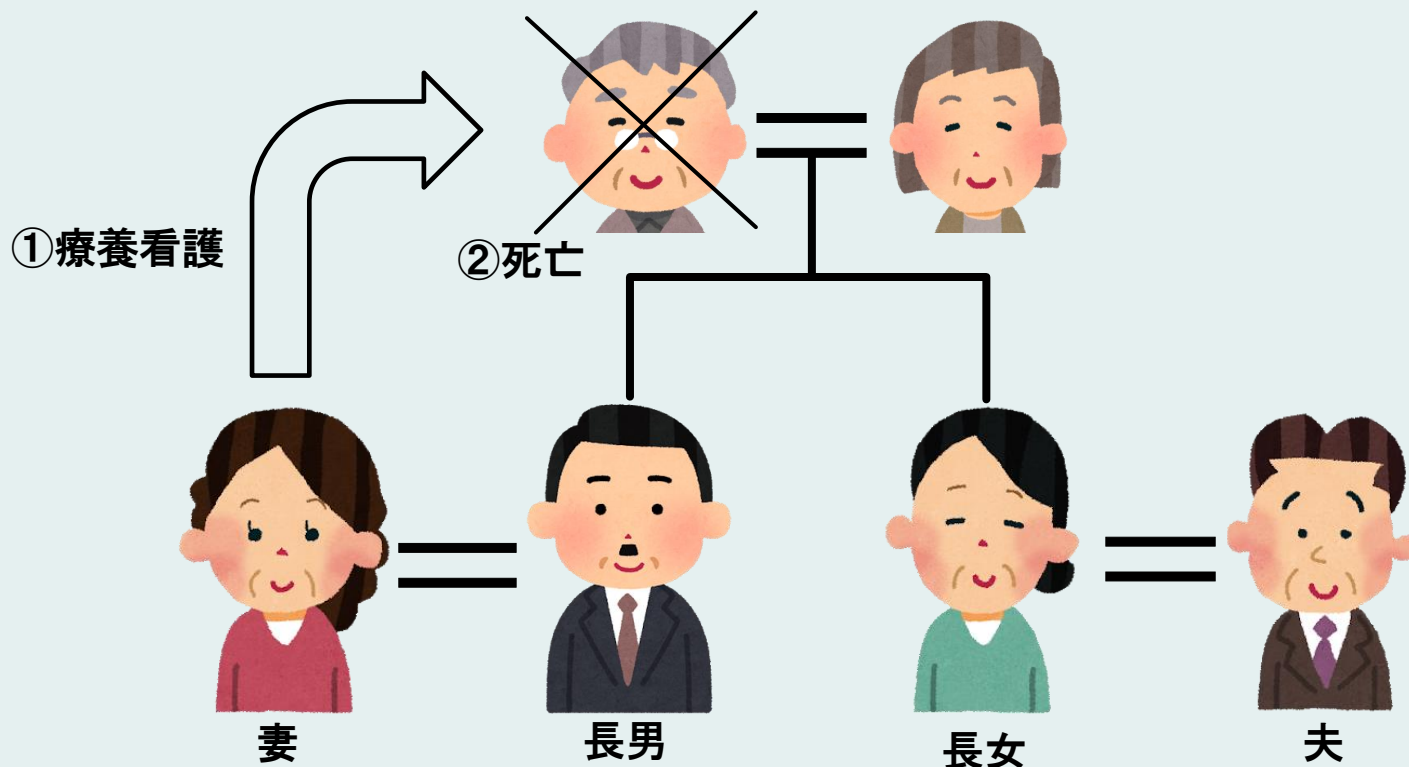
### ○改正前民法では...

どんなに被相続人の財産の維持管理や介護を頑張ったとしても、相続人でない人は相続によって財産を取得することはできなかった...

### ○改正前の問題点

右図のように、長男の妻は義父に対してどんなに療養看護したとしても義父の法定相続人でないため義父死亡による相続によって財産を得ることはなかった。

また、寄与分という制度があるが、これも法定相続人が対象となる制度であるため、長男の妻の労が報われなかった...



# ○相続人じゃないけど財産がもらえる？！新制度

## ○法改正による問題の解決

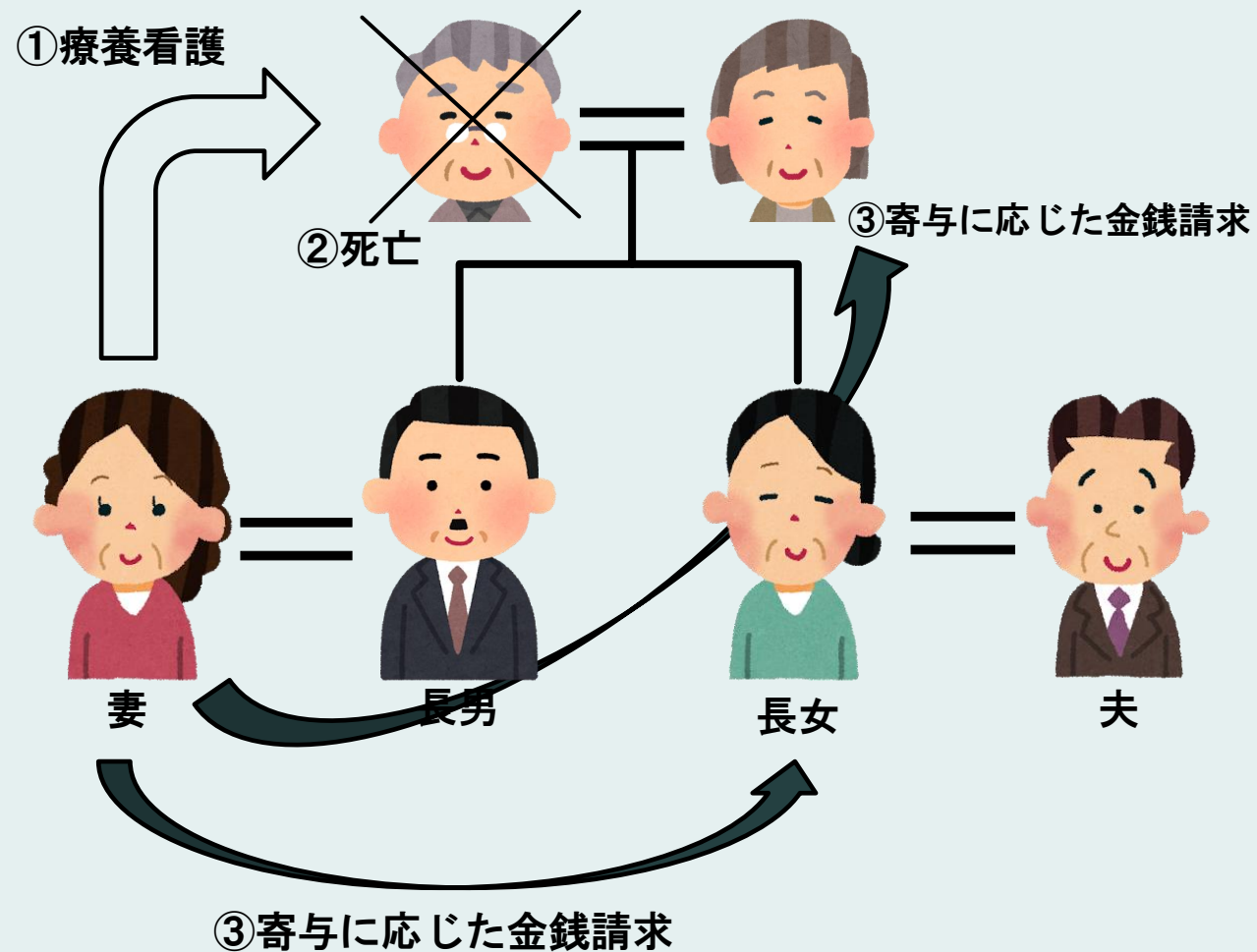
以下の事情が認められた場合に相続人に対して金銭の支払いを請求できる！

- ① 被相続人の親族が、
- ② 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより、
- ③ 被相続人の財産の維持または増加について、
- ④ 特別の寄与をした場合

\* 「特別の寄与」とは貢献の程度が一定程度を超えることを要求する趣旨のもの

\* 同居の必要はない

\* 内縁配偶者は対象とならない



## ○相続人じゃないけど財産がもらえる？！新制度

### ○請求限度

被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることはできない

### ○行使できる期間制限

相続の開始及び相続人を知った時から6カ月を経過した時又は相続開始から1年

### ○今後の予想...

相続人の夫・妻や相続人の子供が、各自の寄与分を主張し合う可能性がある  
そのため、「特別の寄与」は簡単には認められない可能性...

→裁判例の積み重ねにより「特別の寄与」の判断基準が明らかになる